NOC コットン規準・附則

付則 1 染色加工

対応条項 3

- 天然由来の安全素材を使った染色はできる。
- 媒染剤など染色補助剤として認められるのは、灰汁、ミョウバン、木酢酸鉄、食酢、石灰、ソーダ灰、重曹、その他食品添加物に準ずるものとする。

付則 2 布帛生地

対応条項 4

- 原糸が化学物質などの移染が起きないように適切に保管されていなければならない。
- 経糸の糊付けは、澱粉など出来る限り天然材料を使う。但し PVA（化学糊）の添加については制限しない。

  いずれにしても糊分が製品に残留しないように十分洗浄する。

付則 3 ニット生地

対応条項 4

- 原糸が化学物質などの移染が起きないように適切に保管されていなければならない。
- 糸へのワックスについては制限しないが、ワックス分が製品に残留しないように十分洗浄する。

付則 4 使用部材

対応条項 5

- タオルや毛布のヘムやバイアステープは、一般的に付属の扱いになっているものの本体とは不可分の要素が強く、

  当規準では本体部分とし、5 条の 10%許容規程には当たらず、オーガニックコットン 100%で漂白、染色他の加工処理はできないものとする。

付則 5 プリント

対応条項 9

- プリントの顔料、染料はできるだけ天然材を使う。止むを得ない場合は、安全が確認された水性顔料、染料を使う。

  油性顔料は不可とする。

  成分にクロム、鉛、カドミウムなど有害重金属が含まれているものは認められない。

  ※プリントの規定は品質表示ネームも含む。

- プリントの最大面積は本体面積の 10%を限度とする。プリント面積は、インクの付着する面積ではなく、絵型、文字の外形の面積とする

付則 6 精練加工

対応条項 10

- 生機生地を洗浄精練加工する場合、化学薬剤の混入が起きないように、十分な配慮がされていなければならない。
- 糊抜き加工処理には酵素や、高温水を使って行う。
- 洗浄には化学合成洗剤ではない天然由来の油脂のせっけんを使う。

  また電解水、超音波、バイオ洗浄など、安全が確認された洗浄方法は利用できる。

付則 7 使用禁止

- ホルマリンを含んではいけない。
- クロム、鉛、カドミウムなど有害金属を含んではいけない。
- 発ガン起因物質、内分泌攪乱物質、催奇性起因物質、突然変異誘導性物質、アレルギー起因物質を含んではいけない。
- 遺伝子組み換え操作されたものは使用してはならない。

付則 8 廃水処理

- 加工を委託する加工所において、排水処理については、

  十分な配慮がなされ、環境水質行政下、常にその規定を満たすものとする。

日本オーガニックコットン流通機構 2018 年 4 月 1 日改訂